14 教職員互助会 退職互助部制度編

(令和7年2月改訂版)

14 教職員互助会 退職互助部制度編 目次

第	1	章 退職互助部制度の概要
	1	制度の流れ
	2	制度の概要一覧
第	2	章 退職互助部制度の総則
	1	加入者の構成互・退-3
		(1) 現職加入者 互・退-3
		(2) 特別加入者
	2	現職加入者の資格の得喪
		(1) 現職加入者の資格の取得
		(2) 現職加入者の資格の喪失
		(3) 退職互助部事業掛金の納入
		(4) 退職互助部事業掛金の猶予
	3	特別加入者の資格の得喪
		(1) 特別加入者の資格の取得
		(2) 特別加入者の資格の喪失
第	3	章 給 付 事 業
	1	療 養 補 助 金 ·································
		(1) 支給要件
		(2) 支 給 額 ·································
		(3) 支給期間
		(4) 提出書類 ····································
		(5) 請求と支給
		(6) 相談ダイヤルの開設
	2	脱 退 一 時 金 ·································
		(1) 支給要件
		(2) 支 給 額
		(3) 提出書類
	3	弔 慰 金
		(1) 支給要件
		(2) 支 給 額 ·································
		(3) 提出書類
	4	献 花 料
		(1) 支給要件

	(2)	支	給	額		•••••		 • • • • • • • • • •	 	•••••	····· <u>7</u>	ī•ì	艮一	8
	(3)	提	出 書	類		•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	8
5	長	寿	祝	金		•••••		 	 	•••••	····· <u>7</u>	ī٠ì	艮—	8
	(1)	支	給 要	件		•••••		 	 	•••••	····· <u>7</u>	ī·ì	艮—	8
	(2)	支	給	額		•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī·ì	艮—	8
	(3)	提	出 書	類		•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī·ì	艮—	8
第	4章	福	祉	事	⊊ 業 …	•••••		 	 	•••••	····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
1	施	設利	用補	助券	の交付	•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
	(1)	交伯	寸対象	君		•••••	•••••	 	 	•••••	····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
	(2)	利	用 方	法		•••••	•••••	 	 	•••••	····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
	(3)	補	助 金	額		•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	₿—	9
2	健	東増	進事	業の)実施 …	•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī.i	₫—	9
	(1)	参	加 資	格		•••••	• • • • • • • • •	 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	₿—	9
	(2)	募	集 要	項		•••••	• • • • • • • • •	 	 		· · · · · <u>7</u>	ī.	₿—	9
3	各	支部	総会	の開	催	•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
	(1)	参	加 資	格		•••••	• • • • • • • • •	 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
	(2)	実	施 要	領		•••••	• • • • • • • • •	 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
4	슻	報誌	「互」	助や	っまがた」	の発行	行	 	 		· · · · · · <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
	(1)	配伯	寸対象	裙		•••••	• • • • • • • • •	 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
	(2)	配	付 方	法		•••••		 	 		····· <u>7</u>	ī•ì	艮—	9
5														
6	健周	隶診	断補	助事	業・・・・	• • • • • •	• • • • •	 	 • • • • •		· · · <u>7</u>	ī•ì	₿—	10
	(1)	支	給 要	件				 	 • • • • •		· · · <u>7</u>	ī•ì	₿—	10
	(2)	補助	助の交	象				 	 • • • • •		· · · <u>7</u>	ī•ì	₫—	10
	(3)	補	助 金	額				 • • • • •	 • • • • •		· · · _ <u>7</u>	ī.i	┣—	10
	(4)	提	出 書	類				 	 • • • • •		· · · <u>7</u>	ī•ì	艮—	10

【教職員互助会退職互助部制度編様式一覧】

1	退職互助部資格取得届(連記式) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	互・退ー11
2	退職互助部加入者証 ······	互・退-12
3	特別加入者資格取得届 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	互·退—13
4	療養補助金請求書	互・退-14
5	脱退一時金請求書	互・退-15
6	期間通算申出書	互・退-16
7	期間通算放棄申出書	互・退-17
8	弔慰金請求書	互·退-18

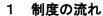
9	献花料請求書	互・退-1	9
10	住所·送金先口座変更届 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	互・退ー2	20
11	退職互助部事業掛金納入猶予(延期)申請書	互・退ー2	21
12	長寿祝金請求書(兼受取口座届)	互・退ー2	22

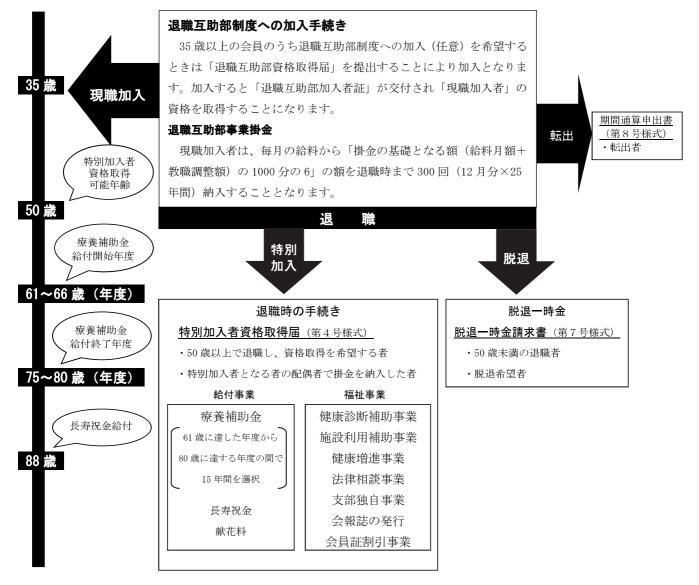
第1章 退職互助部制度の概要

現職時における教職員の福祉については、公立学校共済組合及び山形県教職員互助会により、職務に 専念できるよう各種制度が整備されている。

しかしながら、退職後は現職時の各種制度が適用外となり、とりわけ医療費については、現職時に比 べ保険医療機関窓口における自己負担が増える結果となることから、退職後の生活の安定と安心を図る ことを目的に、昭和41年に「退職互助部制度」が発足した。

この制度では、医療費の自己負担を補填する療養補助金給付などの給付事業及び生きがいのある生活を送るための福祉事業を実施している。





2 制度の概要一覧

区分		概	要	
対象者	特別加入者	現職加入者が 50 歳以上で退職 その配偶者	し、特別加入者の資格の取得を希望し	た者及び
掛金	現職加入者	掛金の基礎となる額の1,000 分 ただし、掛金最少額を設定 設定額は、前年度資格取得者の		
	現職加入者 の 配 偶 者	前年度特別加入者の平均掛金額	夏を納入	
	療養補助金	かの年度から 15 年間を選択 (2) 支給額	度から 66 歳に達する日の属する年度の から 1, 000 円未満の端数と 2, 000 円を	
給付事業	長寿祝金	当該年に 87 歳に達するとき	30,000円	
	献花料	(2)療養補助金支給開始日以後(3)療養補助金支給開始日以後	業掛金納入総額の9割の額(円未満端 1年未満で死亡したとき 100,0 1年以上3年未満で死亡したとき50,0	00円
福祉事業	 (2)健康增升 (3)各支部約 (4)会報誌 (5)法律相損 (6)健康診損 	「互助やまがた」の発行(年2回) 談事業(契約弁護士による法律相談 断費用の補助(健康診断、人間ドッ	・芸術鑑賞補助等) 炎)	割引 等)

第2章 退職互助部制度の総則

- **1 加入者の構成**(退職互助部規程第2条、同細則第2条)
- (1) 現職加入者

一般財団法人山形県教職員互助会定款第37条第1号から第3号に規定する会員(現職会員及び 有期限任用会員)のうち35歳以上の者で退職互助部に加入を希望した者をいう。

(2) 特別加入者

現職加入者が 50 歳以上で退職し、特別加入者の資格の取得を希望した者並びにその者の配偶者 で、特別加入者の資格の取得を希望した者をいう。

2 現職加入者の資格の得喪(退職互助部規程第3条、第4条、第11条~第13条、第18条~第21条)

- (1) 現職加入者の資格の取得
 - ア 取得要件
 35歳に達した日の属する次の年度の4月1日に資格を取得する。
 - イ 提出書類
 「退職互助部資格取得届」(退職互助部規程第1号様式)
 ウ 交付書類

「退職互助部加入者証」(退職互助部規程第3号様式)

(2) 現職加入者の資格の喪失

ア 喪失要件

死亡又は50歳未満で退職したとき資格を喪失する。

ただし、国及び他の地方公共団体への転出により互助会を退会したときは、その者の希望により脱 退一時金の支給を行わず、再び資格を取得したときに前後の期間を通算することができる。

- イ提出書類
 - (ア) 死亡のとき「弔慰金請求書」(退職互助部規程第11号様式)
 - (イ) 退職のとき「脱退一時金請求書」(退職互助部規程第7号様式)
 - (ウ) 期間の通算を希望するとき「期間通算申出書」(退職互助部規程第8号様式)
- (3) 退職互助部事業掛金の納入
 - ア 納入要件

現職加入者は、資格を取得した日の属する月から300回(25年間毎月)、運営規則第18条第 2項、第3項及び第6項に規定する給料の額(掛金の基礎となる額)に1,000分の6を乗じて得 た額(円未満端数切捨)を退職互助部事業掛金として納入する。 イ 給料が減額されたときの掛金の基礎となる額

欠勤、休職その他の事由により、その会員が受けるべき給料の全部又は一部が支給されない ときであっても、掛金の基礎となるべき額は減額される前の額とする。

(4) 退職互助部事業掛金の猶予

ア 猶予要件

現職加入者が次の各号の左欄の事由に該当し、当該者から納入猶予の申請があったときは、 審査のうえ、右欄の期間の範囲内において納入期限を延期することができる。

事由	猶	予	期	間
1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76 号)第2条第1号の規定による育児休業若しくは 同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準 ずる措置若しくは同法第24条第1項(第2号に 係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規 定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措 置による休業、地方公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律110号)第2条第1項の規定 による育児休業又は国家公務員の育児休業等に 関する法律(平成3年法律108号)第3条第1項 の規定による育児休業(以下「育児休業等」とい		より育児		等の承認を
う。)の承認を受けたとき。2地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28				給休職の期
条第2項第1号に規定する事由に該当し、同項に 規定する休職の処分又はこれに相当する処分を 受け、かつ給料の全部が支給されないとき。	合法第 68 当金及び同 学校共済約	条の ^規 司法 54 且合定 気手当分	見定に 条に 次第 20 を附加	員等共済組 よる傷病手 基づく公立 5 条の規定 金の支給を

イ提出書類

「退職互助部事業掛金納入猶予(延期)申請書」(退職互助部規程第14号様式) ※掛金の猶予を希望しないときは、掛金を納入することとなるので、互助会総務係に連絡す ること。なお、納入に係る振込手数料については、本人負担となる。

3 特別加入者の資格の得喪

(退職互助部規程第3条、第4条、第11条、第18条、第20条、同細則第3条~第5条)

- (1) 特別加入者の資格の取得
 - ア 取得要件
 - (7) 現職加入者による特別加入者の資格の取得50歳以上で退職し退職互助部事業掛金を完納したとき。
 - (イ) 期間通算申出者による特別加入者の資格の取得
 期間の通算を希望した者で、再び現職加入者の資格を取得することなく 50 歳以上で退職
 し退職互助部事業掛金を完納したとき。
 - (ウ) 配偶者による特別加入者の資格の取得
 - a 前記(ア)、(イ)の配偶者が前年度特別加入者の平均掛金額を完納したとき。 ただし、配偶者が現職加入者のときは除く。
 - b 現職加入者が 50 歳以上で死亡し、配偶者が掛金を完納したとき。
 - イ 退職互助部事業掛金の納入要件
 - (7) 掛金納入期間を満了せずに退職するときは、300回に達するまでの残余回数に、退職の日の属する前月の掛金の基礎となる額の1,000分の6の額を乗じて得た額を、未納掛金として 退職時に一括納入しなければならない。(未納分は退職生業資金から差引充当する。)
 ただし、納入した掛金総額が、平均掛金額の9割の額を下回ったときは、平均掛金額の 9割の額を納入しなければならない。
 - (イ) 配偶者が特別加入者の資格の取得をするときは、平均掛金額を納入する。 (運 用)

平均掛金額は、前年度4月1日に特別加入者となった者((1)-アー(ウ))により資格を 取得した者を除く)が納入した掛金総額により算定する。

平均掛金額及びその9割の額に1,000円未満の端数があるときは、それを切捨てた額とする。

ウ 提出書類

「特別加入者資格取得届」(退職互助部規程第4号様式)

エ 「特別加入者」の資格取得制限

次の事項に該当する者は、特別加入者の資格を取得できない。

- (ア) 現職加入者が 50 歳以上で退職し、脱退一時金の支給を受けたとき。
- (イ) 現職加入者の資格取得要件を満たした際、資格を取得しないとき。

(2) 特別加入者の資格の喪失

- ア 喪失要件死亡したとき資格を喪失する。
- イ 提 出 書 類
 「献花料請求書」(退職互助部規程第12号様式)

第3章 給 付 事 業

1 療養補助金(退職互助部規程第7条、第8条)

(1) 支給要件

特別加入者が病気又は負傷によって療養を受けたときに支給する。

(2) 支 給 額

ア 支給の対象額

医療保険各法(国民健康保険法及び健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法、地 方公務員等共済組合法並びに私立学校共済組合法をいう)に規定する療養の支給を受けるとき の一部負担金(定款等により支給される附加給付及び入院食事料の一部負担金を控除する。)か ら、2,000円及び1,000円未満の端数を控除した残額を支給する。

〈支給額例〉

<u>自己負担額</u> - 附加給付額 - 2,000 円 - 1,000 円未満の端数 ↑

医療機関別(入院・外来別)の1か月の保険適用の自己負担額合計 ※自己負担額が3,000円以上のとき請求が可能

〈総医療費が 25,000 円のとき〉

健康保険から医療機関に	自己負担額(3割)7,500円							
支払われる額(7割)	互助会支給額	最終自己負担額						
17, 500 円	5,000円	2,500円						

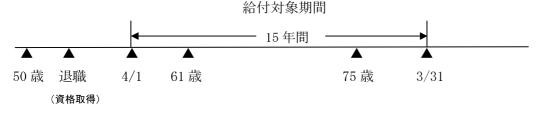
イ 支給の限度額

療養補助金の支給額は、69,000円を超えないものとする。

(3) 支給期間

61 歳に達する日の属する年度から 66 歳に達する日の属する年度のいずれかの年度から 特別加入者が選択する 15 年間とする。ただし、選択した支給期間は変更できません。

〈50代で退職し、61歳に達する日の属する年度から給付開始を選択したときの例〉

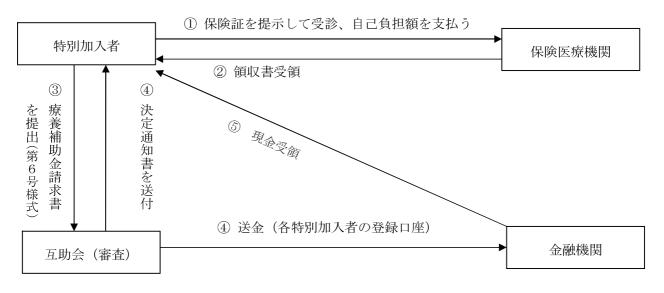


(4) 提出書類

「療養補助金請求書」(退職互助部規程第6号様式)

(5)請求と支給

特別加入者が保険医療機関で療養を受けたときは、療養補助金を支給する。 受診から請求、支給(送金)までの流れは次のとおりとする。



(6) 相談ダイヤルの開設

2 脱退一時金 (退職互助部規程第9条~第11条)

(1) 支給要件

- ア 50歳未満で退職したときに支給する。
- イ 50歳以上の退職者が特別加入者の資格取得を希望しないときに支給する。
- ウ 他の地方公共団体等への転出に際し、期間通算を希望しないときに支給する。
- エ 期間通算申出書を提出した者が、その後期間通算を放棄するに至ったときに支給する。

(2) 支給額

納入した退職互助部事業掛金総額

(3)提出書類

「脱退一時金請求書」(退職互助部規程第7号様式)

前記(1) - エのときは、「期間通算放棄申出書」(退職互助部規程第9号様式)を添付すること。 〈運 用〉

脱退一時金の支給を受けた以後においては、「配偶者が前年度特別加入者の平均掛金額を完納したとき」とする特別加入者の資格取得要件には該当しない。(P互・退-5を参照)

- **3 弔 慰 金**(退職互助部規程第12条、第13条)
- (1) 支給要件現職加入者が死亡したときに支給する。

(2) 支給額

納入した退職互助部事業掛金総額に10,000円を加えた額

ただし、現職加入者が 50 歳を超えて死亡し、その配偶者が特別加入者の資格取得を希望するときは 10,000 円とする。

(3) 提出書類

「弔慰金請求書」(退職互助部規程第11号様式)

4 献 花 料(退職互助部規程第14条、第15条)

(1) 支給要件特別加入者が死亡したときに支給する。

(2) 支給額

 ア 療養補助金支給開始日前に死亡したとき
 退職互助部事業掛金納入総額の9割の額 (円未満端数切捨)
 イ 療養補助金支給開始日以後1年未満で死亡したとき
 100,000 円
 ウ 療養補助金支給開始日以後1年以上3年未満で死亡したとき
 50,000 円
 エ 療養補助金支給開始日以後3年以上で死亡したとき
 5,000 円

(3)提出書類

「献花料請求書」(退職互助部規程第12号様式)

5 長寿祝金(退職互助部規程第16条、第16条の2)

(1) 支給要件

支給日の属する年の1月1日現在において特別加入者の資格を有し、当該年に87歳に達する者に 支給する。

(2) 支給額

30,000円

(3)提出書類

「長寿祝金請求書(兼受取口座届)」(退職互助部規程第15号様式)

第4章 福 祉 事 業

1 施設利用補助券の交付

(1) 交 付 対 象 者 特別加入者

(2)利用方法

県内契約施設に宿泊するとき、直接予約をした後に、本会あて「施設利用補助券」の交付を申請 する。

(3) 補助金額

補助額は1泊2,000円。

2 健康増進事業の実施

(1)参加資格特別加入者及び家族

(2)募集要項

会報誌「互助やまがた」に掲載し送付する。

3 各支部総会の開催

(1)参加資格 特別加入者

(2) 実施要領

各支部の支部長から直接連絡する。

4 会報誌「互助やまがた」の発行

(1) 配付対象者特別加入者

(2) 配 付 方 法

郵送により配付する。

5 法律相談事業

契約弁護士に日常生活を営む上で発生する法律上の諸問題について相談するときの相談料(通常30分5,000円)を無料とする。

6 健康診断補助事業

特別加入者の健康の保持増進に寄与することを目的に、健康診断費用の一部を補助する。

(1) 支給要件

特別加入者の資格を取得後6年以内に補助の対象となる健康診断を受診したときに支給する。

(2) 補助の対象

県内外すべての医療機関で実施する健康診断の受診費用を対象とする。 (例:人間ドック、脳ドック、生活習慣病検診、婦人科検診等)

(3) 補助金額

健康診断に要した費用のうち、50,000円を上限に1回限り補助する。

(4) 提出書類

「健康診断費用補助金請求書」 ※添付書類 健診費用の領収書(原本)



$\mathbb{B}^{\mathbb{R}}$ $\mathbb{B}^{\mathbb{R}}_{31}$ 退職互助部資格取得届(連記式)

一般財団法人山形県教職員互助会退職互助部規程に従い下記のとおり資格を取得し加入を
 希望するので、 年 月より掛金を納入することを届出ます。
 なお、掛金を給料等から控除されることに同意します。

会員番号	氏	名	印		備	考	
在	引 日						
一般財団法。		員互助会理	事長 」	段			
上記のとおり相違		0					
年 所属所コー	月 日						
所属所名							
所属所長名						印	



退職互助部 第3号様式





^{退職互助部} 特別加入 第4号様式

特別加入者資格取得届

※特別加入者番号

所属所	ビーフ	会員	員番号	会員	員氏彳	Ż			生年月日	
/>//=٩/>1						-	昭	年	月	
							和			
		郵便番号				電話	話番	夛		
退職後の		_			_			_		
住 所				.1						
WHA A	金融機	& 関名	本・	支店名		金融機	関コ	ード	本・支店	吉コード
給付金の 送金口座										
	口座番号			F	コ座名	義(カタナ	カナ)	<u> </u>	ł	
普通										
療養補助金	給付開始年	度 希	望する開始年	F度(A~F	F) 2	を〇で囲	んて	ごくだ	さい	
А	В	С	D	Е		F	нн ,	以左由	F	
61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳		66 歳	用	始年度	? 令和	年度
到達年度	到達年度	到達年度	到達年度	到達年度	到	達年度			(山, 山)	平茂
配偶者がす	でに特別加い	- 入者とかって	いる場合、面	「偶者の特別」	ታበ እ :	者悉号を	西	记偶者	特別加入	、者番号
記入してく					5H) (
	の特別加入 ^ま 入者の配偶者		記入欄〉 者の資格取得	を希望する場	書合の	ひみ、下の	フ欄を	と記入	してくた	<u></u>
※特別加	1入者番号	性別		配偶						
		男・女昭	和	年			月			日
		I	配 偶	者 氏名						
フリガナ					1					
漢 字										
	金融機			<u> </u>		金融機	関コ	ード	本・支」	吉コード
給付金の 送金口座			· · ·			-	1	1		
达亚口座										
ļ,	口座番号	<u> </u>		F	コ座名 1	i義(カタラ	bナ)			
普通									1 1	
	給付開始年		望する開始年	· ·	<u>-</u>) >	を〇で囲	んて	ごくだ	さい	
A	В	С	D	E		F	開	始年度	a F	
61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳		36 歳	1.142		- 令和	年度
到達年度	到達年度	到達年度	到達年度	到達年度	釗	達年度			· ·	
	音資格取得届を と人山形県教暗		長							
	年 月		氏名						E	D
上記の記載	岐 事項は、事実	に相違ないこ	とを証明します	デ。						
	年 月	日	所属所	斤長					É	D

※欄は互助会で記入

所属所受付印





下記の記載に基づき請求いたします。

一般財団法人 山形県教職員互助会理事長 殿

令和 年 月 日

郵便番号 F

住 所

電話番号 ー ※日中連絡のとれる番号を御記入ください。

請求者氏名

ED

受診者氏名	特別加入者番号	受診者の	生年月日	領収書の返還を希望			
文即省民有		年 号 年	月日	· 原代目 · 2 经	死亡です王		
		昭和		する	しない		

医療機関(薬局) 領 収 欄

※太枠内を記入して下さい。

請求の対象。	となった	1. 国民健康	呆険	2	. 全国健康保険	協会										
保険証の	つ種類	3. 日本私立学校	振興·共済事業団	4	. 市町村職員共	済組合	事務局記入欄									
(〇で囲	(む)	5. その他(保	険名称	記号·番号))										
診療	月	入院・外来・調剤 の別(〇で囲む)	自己負担分 (保険適用分)		医療費総点数 又は総金額	負担率 (Oで囲む)	診療	年月	7	高 額						
年	月分	入 院 外 来 調 剤		円		1 割 2 割 3 割										
年	月分	入 院 外 来 調 剤		円		1 割 2 割 3 割										
年	月分	入 院 外 来 調 剤		円		1 割 2 割 3 割										
年	月分	入 院 外 来 調 剤		円		1 割 2 割 3 割										
年	月分	入 院 外 来 調 剤		円		1 割 2 割 3 割										
年	月分	入 院 外 来 調 剤		円		1 割 2 割 3 割										
2	、領収欄記 年		為力をお願いします。]			* 医療機関の領収書 請求のときは、「医病 又は総金額」及び へのお願い」の欄へ					₹費約 医疗	❀点数 ₹機関				
 医療機 (接骨院・調査) 	関 名 ^{劉薬局名)}					Ð	必要	要はあり	ませ	\mathcal{N}_{\circ}						

※添付されている医療機関領収書の記載事項等に不明な点があった場合、本会担当者が受診医療機関へ間い合わせることに対して、療養補助金請求書の提出があった時点で同意があったものとさせていただきます。



^{退職互助部} 脱退一時金請求書

7		संद	. 18			~	н	番	ц			脱;	退	年月	1 E]			会員	生年月	日
, ,	ツ周	- 1771	1ード			- -	具	田	,		年号	年		月			E	年号	年	月	E
会	氏		名									生年	月	Η				年	1	月	日生
員			助部 月日			4	F		月		日								年團	冷 ()
掛金	納	入丨	可 数								回	掛金	納	入	総	額					円
脱 退	す	るう	理 由							しない いため									しないた するため		
請 求 金 額										円	※ _決	埞	£ 4	È	額					円	
Ţ	記	<u>の</u> と	とおり) 請习	えし	ます	0														
		般財	団法	人山刑	《県教	坆職 員	夏 互!	助会	理事	長	殿										
				年			月		Π												
										退陥											
										氏		名								(fl))
										住		所									
								1		電話	舌番	号			()				

※欄は互助会で記入。

(所属所受付印)



私はこのたび下記のとおり転出しましたが、再び資格を取得したとき前後の期間 を通算することを希望します。

転 出 先					転出生	₣ 月	日		年	月	日		
退職互助部 加入年月日		年	月	Η	掛金未	納回	团数	300回—	納入済回数 -		曰		
会員番号					生 年	月	日		年	月	日		
一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿 年 月 日													
			申出	住	所	Ŧ							
			者	氏	名								
上記の記載事	事項は、事実	実と相違	皇ないこ	ことを	を証明し	ます	o						
	年 月	ŧ	日										
				所,	属 所 名								
				所属	属所長名								



期間通算放棄申出書

私は転出した際に退職互助部の期間通算を希望しましたが、これを放棄すること を申出ます。

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

年 月 日

	住		所	T
申	氏		名	(1)
出				本・支店
者	送 (金融	金 速機関		<u>(普)</u> フリガナ
				口座名義
				·

1. ※欄は互助会で記入。

2. 脱退一時金請求書も併せて提出すること。



請 求 金 額					円	※ 決	定	金	額					円
所属所コード					-	会	員	番	号					
死亡者氏名						生	年	月	日			年	月	日
死亡年月日		年	月]	日	死	ť	原	因					
退職互助部 加入年月日		年	月]	日		別				有		無	
上記のとおり現職加入者が死亡しましたので弔慰金を請求します。 一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿 年 月 日														
				1										
				住	所	T								
			請	フリ	ガナ							_		
			求 者	氏	名							会員と の続柄		
				電	話			()				
上記の記載事項は	、事	実と相違な	いこ	とを	認める	ます。								
	年	月		日										
					所。	属 所	名							
					所属	禹所長	名						印	
※掛金納入総約	額	基 本	給	付	額	*	•	計				備	:	考
	円	10,	0 0) O F	ӈ					円				

※欄は互助会で記入。



退職互助部 第12号様式	6	献 花	料	請	求	書		
請 求 金 額		円	※ 決 定	金額				円
特別加入者番号			死亡	年月日		年	月	日
死亡者氏名			死亡	時 年 齢				歳
給付金の送金口座 ゆうちょ銀行以外 の								
金融機関名 ※	本・支店 ※	名	口座番 (左づ)	-	口座	名義(カ	ヮタカナ)	
		普 通						
ゆうちょ銀行 の口座	への送金を		合					
記号		番号		<u> </u>	座名義(カタカラ	+)	
*			-					
上記のとおり特別 一般財団法人山		互助会理事		状花料を請	求します	†.,		
		郵便番	号	-	-			
	諸	住 〕	所					
	求	氏	名				(ÊD
	者	電話番	号	※日中連絡のと	- これる番号を	 2御記入く7	ださい。	
		特別加入社	皆					

ゆうちょ銀行への送金を希望される場合は、記号及び番号を記入してください。

との 続 柄

住所・送金先口座変更届

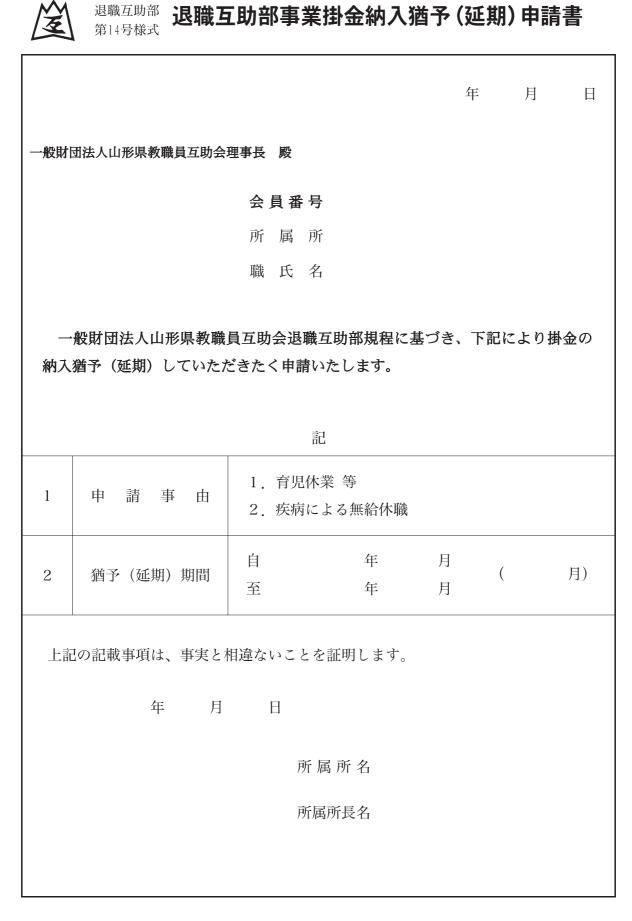
一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

年 月 日より下記のとおり変更いたします。

特別加入者番号				
特別加入者氏名				Ð

	新 (変更後)	旧 (変更前)			
氏名					
郵便番号	_	_			
住 所					
電話番号					
金融機関名	*	*			
本・支店名	本・支店 ※	本・支店 ※			
口座番号	普通	普通			
(フリガナ)					
口座名義	姓名	姓名			

※欄は互助会で記入。



退職互助部 第15号様式

特別加入者番号:

長寿祝金請求書(兼受取口座届)

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

下記のとおり請求します。

1 請求者

※必ず御記入ください。押印も忘れずにお願いします。

X.	分	□ 特別加人者本人	□ 遺族(特別加人者本人との続柄:)
郵	更番号	_		
住	所			
氏	名			
電	活番号	_	—	

2 本会登録口座

※本会に登録されている口座です。特に御指定がない場合は、こちらの口座に送金します。

金融機関名	【お願い】
本・支店名	お手持ちの通帳を
口座番号	御確認ください。
口座名義	

3 上記「2 本会登録口座」以外の口座での受取りを希望する場合

※下記太枠内に受取希望口座を御記入ください。

金融機関	名	本・	支店名		コ座番号		ロ座名義(カタカナ)		
*		*		((左づめ)				
・ ・<									
ゆうちょ銀行	の口座	座へ送金る	を希望する	る場合		・・ ※は	互助会使用	用欄(記入不要)	
∳ うちょ銀行 記号	の口座	座へ送金る	を希望す。 番号				互助会使り 名義(カ		

4 特別加入者様がお亡くなりの場合

特別加入者様の死亡年月日を御記入のうえ、御返送ください。 死亡年月日 年 月 日(報告者様氏名

続柄:)

健康診断費用補助金請求書

健康診断を下記のとおり受診しましたので、領収書を添えて、健康診断費用補助 金を請求します。

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

年 月 日

特別加	1入者番号	
	Ŧ	
<u>住</u>	所	
電話番	号	
氏	名	Ð

	j -	受診医療	寮機関	룅名									
石	į.	受診住	₣ 月	日			年	月	$_{ m H}\sim$,	月		日
領収	1	健 診 (Oで	種 [*] 囲む)	另门		宿泊人間ドック ・ 1日人間ドック ・ 脳ドック その他健診()							r)
書	1	健 診	費	用				円					
添	7	補助金	請求	額				円	※決定額				
付	補	金麗	触機厚	 写名					※金融機関 コード				
欄	助 金	本・支店名			;	本・支店	※本・支店コード						
	送 金		座 番	: 号	普	通						-	
	先	フ	リガ	・ナ									
		名		義									

※は互助会事務局で記入